

調達管理番号・案件名

26a00459 全世界(広域)DX主流化に係る専門技術支援業務(2026-2028年度)(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2026年7月23日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	10	第4条 業務の内容 受注者は、STI・DX室が行う業務の実施にあたり、国際協力事業におけるデジタル技術の活用や事業データの蓄積・活用に係る助言および支援を行う。助言および支援の対象となる業務は以下の通りであり、当該業務を【定常業務】、【都度発注業務】と分類する。区分については業務内容・量で判別し、判別困難な場合はSTI・DX室と協議の上決定する。 なお、支援を行った案件の後続業務への参画制限に関しては以下の通りとする。 ・JGAアウトカム指標の集計及び簡易ツール実装支援については、暫定・補完的な簡易ツール(案件基礎情報の一貫性補完ツール)への関与のみでは、共通DB本体・次期共通DB・関連データ基盤の設計・開発・保守調達への参画制限は課さない。 ・定常業務・都度発注業務に共通して、後続調達支援業務(仕様書作成・評価基準策定・候補ベンダー照会等)に関与した場合は後続案件調達への応札を制限する。 ・協力準備調査や詳細計画策定調査における技術団員として現地調査へ同行に関しては、同席調査団同行後の関連案件応札への制限の有無に関して都度発注業務の打合簿取り交わし時に確認する。	第4条 業務の内容「支援を行った案件の後続業務への参画制限」について、「後続調達支援業務(仕様書作成・評価基準 策定・候補ベンダー照会等)に関与した場合は後続案件調達への応札を制限する」と記載があるが後続業務とは、本調達から派生して発生した後続案件を指すものであり、本調達とは別の調達で現在支援中の契約、および、契約の更新に制限がかかるものではないと認識しているが合っているか？	ご理解の通り、後続案件とは本業務により仕様書作成・評価基準策定・候補ベンダー照会等を支援し派生した案件で、その後業者選定を行うものです。別調達により既に支援中の契約は制限の対象として想定しておりません。
2	11	第2章第4条【定常業務】(1)②	「相手国政府機関との協議に向けた資料準備や会議への同席を行う(各年度1-2回、各7日間を想定)」という想定が記載されている。上記業務については、参加する業務従事者が定められていませんが、業務内容に応じて業務従事者を決定する想定でしょうか。	協議内容や協議相手によって必要な課題・技術的専門性が異なりますので、STI・DX室及び関係部署と議論の上、業務内容に応じて業務従事者を決定します。

3	15	【定常業務】(計 13.83人月)	本案件における定常業務の人月は、複数年度全体で定常業務 13.83人月、すわち1カ月あたり換算約0.5人月という理解で相違ないか？または、単年での人月となっているのか？	定常業務の13.83人月は契約履行期間全体(2026年9月～2028年8月を予定)の業務量の目途です。
4	23	第3章4. (1)報酬について	当該項目に「都度発注業務:各業務従事者の時間当たり単価(競争参加者提案)」と記載があります。都度発注業務の各業務従事者の時間単価を提案するとの認識ですが、提案する単価は見積書上に記載すればよいでしょうか。一方でQCBS-ランプサム型の見積書では、業務従事者ごと単価の提示は不要との認識です。所定の様式とは別に単価が分かる資料を見積書に含める形で提出でよいでしょうか。	QCBS-ランプサム型の契約となりますので、見積書の【ランプサム金額】には「4. 見積書作成にかかる留意事項(1)報酬について」に記載の計算方法に従い、定常業務と都度発注業務の総額を記載ください。 加えて、都度発注業務に関しては各業務従事者の時間単価が分かる資料(税込・税別を明記)を別添ください。(様式自由)

以上